

栃木労働局「今月(8月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

① 熱中症予防のための7つのルール徹底を！「STOP! 『あわてる・あせる・あなどる』行動・声かけ100日運動」展開中

○「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(令和3年5月から9月)期間に、熱中症予防のための7つのルール(対策)の徹底を呼びかけています。

<資料①: 熱中症予防のための7つのルール>

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000874978.pdf>

<資料②: 県内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況の概要>

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000884490.pdf>

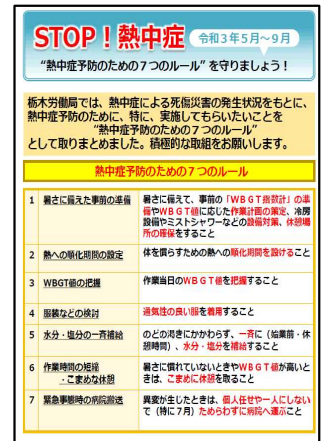
○令和2年の死傷者数が3年連続で増加し、過去10年間で最多を更新したことから、

<令和3年5月24日から令和3年8月31日までの100日間>
「全業種、全事故の型、全労働者参加型」の労働災害防止運動である

「STOP! 『あわてる・あせる・あなどる』行動・声かけ100日運動」を展開中。

<資料: 実施要綱>

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000871035.pdf>



② 新しいスキルを身に付けてステップアップしたい方へ

ハロートレーニング
— 急がば学ば —



公共職業訓練・求職者支援訓練とは？

○しごとをお探しの方を対象とした「**無料の職業訓練制度**」です。
キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができます。

<詳細はこちら>

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_120144.html

○新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方、シフトが減少した方、生活に困窮する方など働きながらステップアップしたい方に、**職業訓練の時間や期間を柔軟化し、受講しやすい短時間・短期間の職業訓練(求職者支援訓練)**を開始しております。

<詳細はこちら>

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00414.html

あなたのしごと探しに、役立つスキルを。
ハロートレーニング
<雇職者訓練・求職者支援訓練>

受講料は無料
※一部テキスト代等は有料

雇用保険を受給しながら受講可能	月額10万円の給付金を支給(支給条件あり)
離職者訓練	求職者支援訓練



③ 生産性の向上などに取り組む中小企業の皆様を応援します！

◆ 産業雇用安定助成金 ～要件が緩和されます！（令和3年8月から）～

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「**在籍型出向**」を活用して従業員の雇用維持を行った場合、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成するものです。

要件緩和の内容

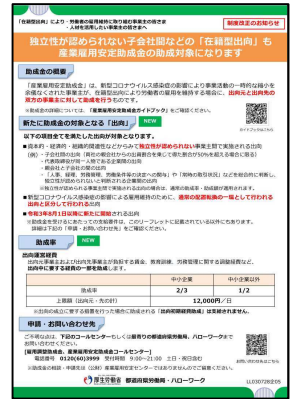
グループ内企業間での「在籍型出向」を助成対象に追加

- ①資本的・経済的・組織的関連性がある事業主間で実施される出向
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向
- ③令和3年8月1日以降に新たに開始される出向

※上記以外にも一定の要件がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください

○助成金に関するお問い合わせは、各ハローワーク又は職業対策課分室へ

- 各ハローワーク：<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>
- 職業対策課分室：https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html



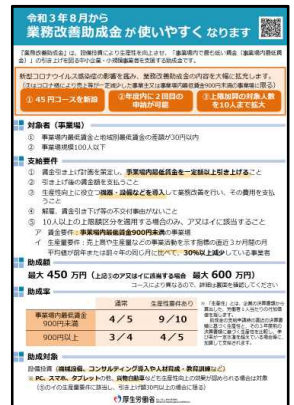
◆ 業務改善助成金 ～要件が拡充されます！（令和3年8月から）～

「**業務改善助成金**」は、生産性を向上させ、「**事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)**」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

- ・引上げ額20円、30円、60円、90円のコースに加え、**45円コースが新設**。使い勝手が向上します。
- ・**年度内の複数回(2回まで)申請が可能に**。年度前半に助成金を活用し賃上げをした後、最低賃金の引上げが行われた場合に対応できるようになります。

※特に業況の厳しい事業主（前年又は前々年比で売上等が**30%減**）への特例

- ・賃金引上げ労働者数1人、2人～3人、4～6人、7～9人のメニューに加え、**10人以上のメニューを新設**。助成上限額が**450万円⇒600万円にUP**。
- ・**定員11以上の自動車や貨物自動車、新規導入のパソコン等が対象に**。



<詳細はこちら>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

◆ キャリアアップ助成金

「**キャリアアップ助成金**」は、非正規雇用労働者の方の企業内での**キャリアアップ**を促進するため、**正社員化等の取組を実施した事業主**に対して支給する助成金です。

- ・今年の4月から、パートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用され、これにより、正社員とパート・契約社員との不合理な待遇差が禁止されました。
- ・正社員とパート・契約社員との待遇の見直しにより、**共通の諸手当制度を設ける等した場合、キャリアアップ助成金の支給**が受けられます。
- ・助成金を活用し、同一労働同一賃金への取組をお勧めください。

<詳細はこちら>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

